

あん  
(案)

だい じ とよかわした ぶん かきょうせいすいしん  
第4次豊川市多文化共生推進プラン  
(2025-2029)



イラストはイメージ (案)

だい しょう かいてい  
**第1章 プランの改訂にあたって**

1	プラン改訂の背景	3
2	プランの位置づけ	4
3	プランの改訂方法	4
4	計画期間	4

だい しょう たぶん かきょうせい げんじょう くだい  
**第2章 多文化共生の現状と課題**

1	外国人市民の人口推移	5
2	これまでの取組	8
3	外国人市民アンケート等における現状	14
4	目標指標の達成状況	16
5	現状やこれまでの取組、外国人市民アンケート等からみえる課題	16
6	新たな視点の取組	18

だい しょう だい じ たぶん かきょうせい すいしん ぶらん かん きほんてき かんが かつ  
**第3章 第4次多文化共生推進プランに関する基本的な考え方**

1	多文化共生推進の必要性	19
2	多文化共生推進の意義	19
3	プランの目標	20

だい しょう だい じ たぶん かきょうせい すいしん せさく てんかい  
**第4章 第4次多文化共生推進プランの施策の展開**

1	プランの体系	22
2	基本方針と実施施策	23

だい しょう だい じ たぶん かきょうせい すいしん すいしんたいせい  
**第5章 第4次多文化共生推進プランの推進体制**

1	推進体制	34
2	施策の進行管理	35

しりょうへん  
**資料編**

1	第4次豊川市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱	.....
2	豊川市外国人市民アンケート2024結果	.....
3	豊川市電子市政モニター「とよかわデジモニ」のアンケート結果	.....
4	用語解説	.....

# 第1章 プランの改訂にあたって

## 1 プラン改訂の背景

本市では、2010（平成22）年に「豊川市多文化共生推進プラン」（計画期間は5年間）を策定し、多文化共生社会の構築に向けた本格的な取組を始めて以来、5年ごとに改訂を行い、2020（令和2）年には時勢の変化を踏まえた見直しを図り、多文化共生に資する施策に取り組んできました。

この間、日本における外国人を取り巻く状況は、大きく変化しています。

2020（令和2）年には、様々な社会情勢の変化に対応するため、14年ぶりに「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、都道府県や市区町村は、地域の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る計画の見直し等が求められました。

また、2022（令和4）年には、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定され、国の目指すべき共生社会のビジョンの実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等が示されました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、一時的に外国人住民は減少したものの、2022（令和4）年度以降の入国規制の緩和に伴い、再び増加に転じています。

こうした状況の中で、本市においても急激な外国人人口の増加に加え多国籍化が進み、多文化共生を取り巻く環境が近年大きく変化してきていることから、今後ますますその多文化共生施策の充実が必要とされることが予想されます。

そこで、前プランの期間の終了を機に、これらの社会情勢の変化に対応した、より実効性の高い多文化共生施策を総合的に進めていくため、「第4次多文化共生推進プラン」（以下「本プラン」といいます。）を策定しました。

### 多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと  
（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より）

## 2 プランの位置づけ

本プランは、本市の上位計画である豊川市総合計画基本計画の方向性に沿った内容であり、他の関連計画との整合も図っていきます。

さらに、国の「地域における多文化共生推進プラン」、県の「あいち多文化共生推進プラン（2023-2027）」等も参考にし、多文化共生に係る本市の実情や特性等を踏まえた上で策定しています。

先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、その達成に向けて全ての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、2030（令和12）年までに達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」である 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されており、本プランも、この「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識して策定しています。



## 3 プランの改訂方法

本プランの改訂にあたっては、多文化共生推進に関わる関係者、学識経験者、公募外国人市民等で構成する「第4次豊川市多文化共生推進プラン策定委員会」を設置し、それぞれの立場から意見をいただきました。また、各分野の現状や課題などを把握するため、市役所の関係部署等で組織する「第4次豊川市多文化共生推進プラン策定部会」を設置し、本市の実情に応じた検討を行いました。さらに、外国人市民アンケートや電子市政モニター「とよかわデジモニ」によるアンケート、パブリックコメント等により、広く市民の意見を反映したプランとなるよう努めました。

## 4 計画期間

2025（令和7）年度から 2029（令和12）年度までの 5年間とします。ただし、その間における本プランの進捗状況、社会情勢等の変化によっては、見直しを図る場合もあります。

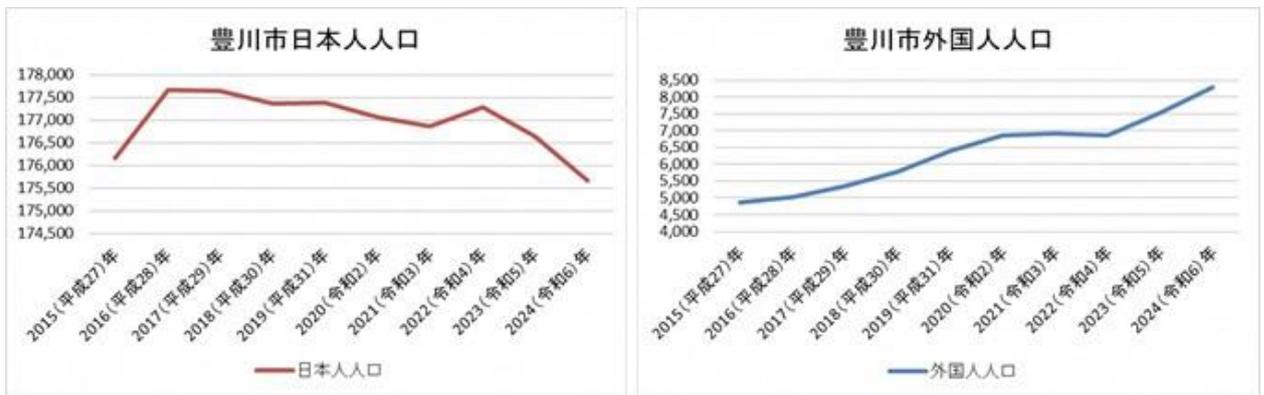
## 第2章 多文化共生の現状と課題

### 1 外国人市民の人口推移

#### (1) 人口推移・比率

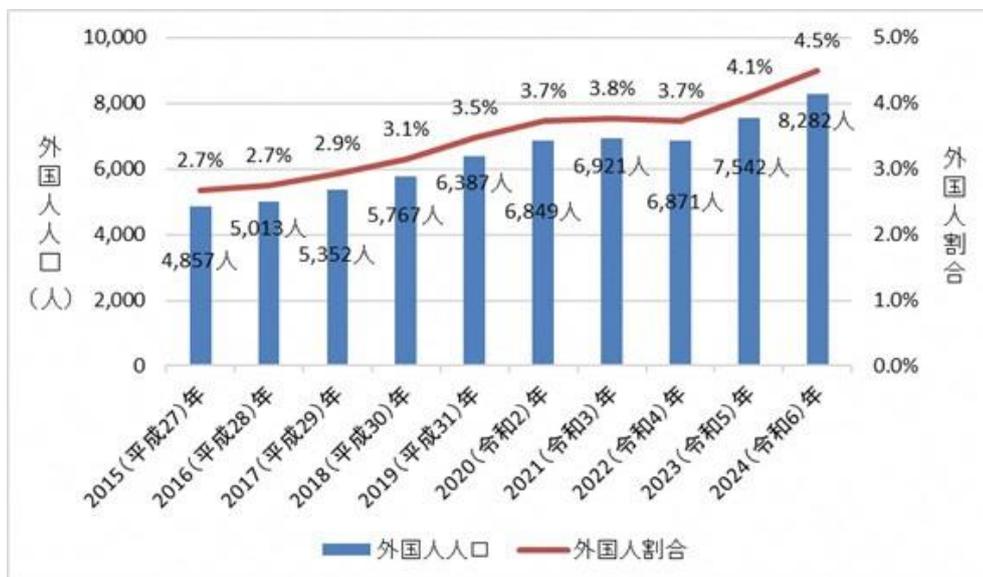
近年、本市における日本人の人口が、減少傾向にある一方で、外国人人口は増加傾向にあります。2015（平成27）年4月1日時点において4,857人であった外国人人口は、コロナの影響により2022（令和4）年4月1日時点において一時減少したものの、2024（令和6）年4月1日時点において8,282人に増加しています。

【日本人人口と外国人人口の推移】



2024（令和6）年4月1日現在における本市の総人口（183,947人）に占める外国人市民の割合は約4.5%となっており、2015（平成27）年の2.7%と比較して1.8%、人口としては3,425人と大きく増加しています。

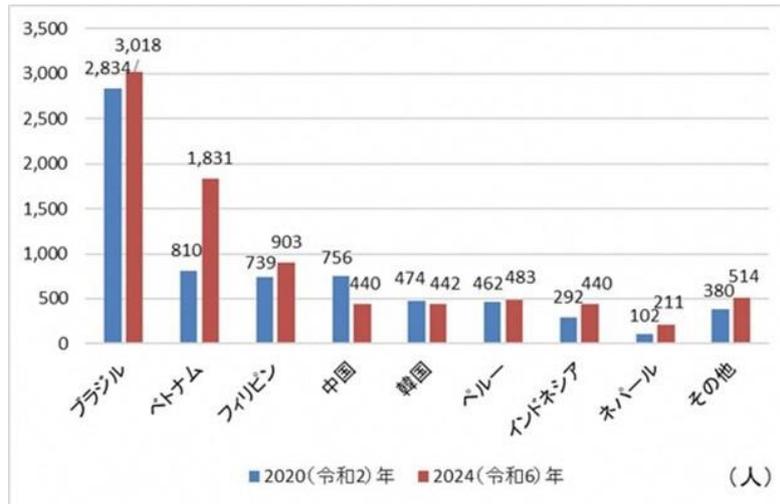
【外国人市民の人口割合】



## (2) 国籍別の状況

2024（令和6）年4月1日現在、本市における外国人市民で最も多い国籍はブラジルで、次いでベトナム、フィリピンとなっていますが、ブラジル国籍はこの4年間で184人、ベトナム国籍は1,021人、フィリピン国籍は164人増加しています。このほか、近年増加が目立つ国籍として、インドネシア国籍の148人、ネパール国籍の109人があります。

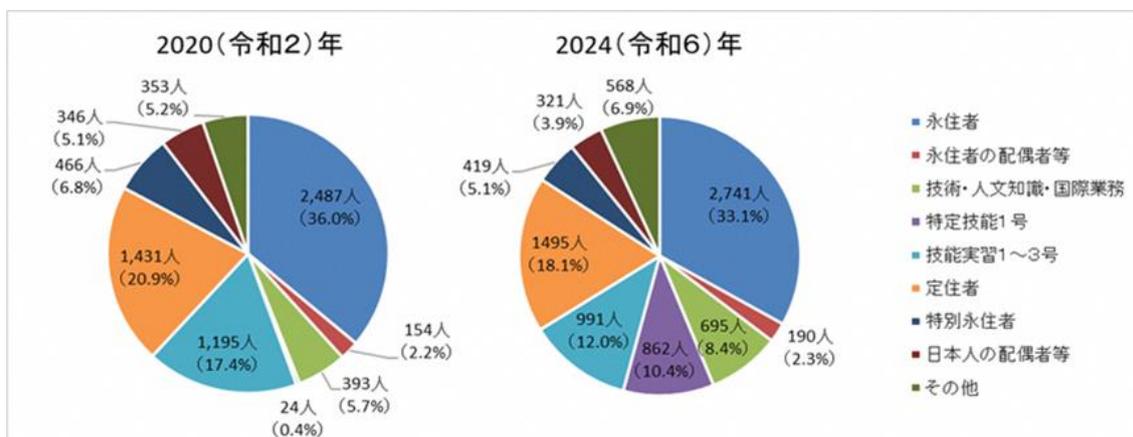
【2024（令和6）年国籍別人口（4月1日現在）】



## (3) 在留資格別の状況

在留資格「特定技能」を持つ外国人市民は、2020（令和2）年に24人だったのが、2024（令和6）年には862人となっており、外国人市民の10%以上を占めています。また、定住することが見込まれる「永住者」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」が全体の約60%を占めており、半数以上の外国人に定住化の傾向が見られます。

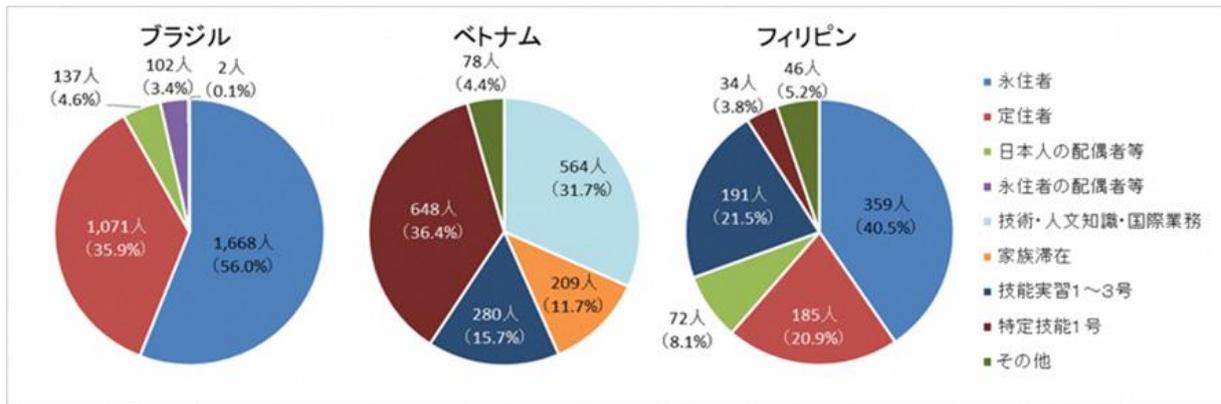
【2020（令和2）年と2024（令和6）年の在留資格別の比較】



(各年4月1日市民課調べ)

2024（令和6）年における人口の多い上位3か国の在留資格別内訳をみると、ブラジル人は「永住者」や「定住者」など長期滞在者が大きな割合を占めているのに対し、ベトナム人は「特定技能」が最も多いものの、「技術・人文知識・国際業務」「技能実習」など滞在期間が短い資格の割合も多くなっています。また、フィリピン人は「永住者」「定住者」が過半数を占めていますが、「技能実習」や「特定技能」などの在留資格を持つ短期滞在者も多く、日本で滞在する目的に違いが見られます。

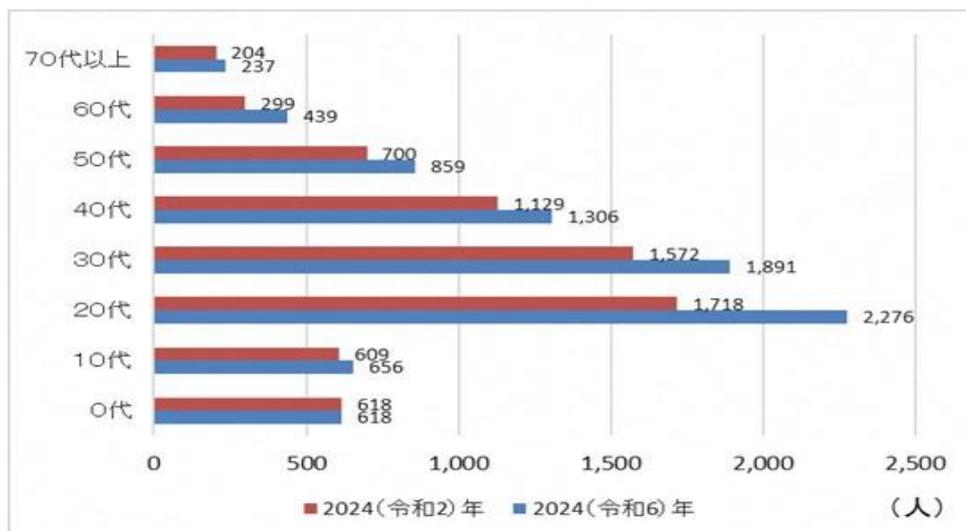
【2024（令和6）年国籍別在留資格別割合（4月1日現在）】



#### （4）年齢別の状況

2020（令和2）年4月1日以降、20代の増加が著しく558人の増で、次いで多いのが30代の319人となっています。これらの主な要因は、在留資格「特定技能」をもつ市民の増加が影響していることが考えられます。また、40代から60代についても、いずれの代も150人以上増加しており、今後高齢者の割合が増えていくことが予想されます。

【外国人の年齢別の推移】



（各年4月1日 市民課調べ）

## (5) 地域別の状況

地域別の外国人市民の人口は、2024（令和6）年4月1日現在、多い順に伊奈町572人（6.9%）、御津町438人（5.3%）、蔵子412人（5.0%）、御油町338人（4.1%）、大崎町285人（3.4%）となっています。2020（令和2）年と比較すると、上位の町は概ね変わっていませんが、新道町に代わり大崎町が上位に入り、御津町が増えて2番目に多くなっています。

## 2 これまでの取組

本市では、2020（令和2）年3月にプランを改定し、以降、「多文化共生社会づくりの推進」を目標とし、それを実現するために、基本方針【1】：「未来に向けたまちづくり」、基本方針【2】：「住みやすいまちづくり」、「基本方針【3】：「活気にあふれるまちづくり」の3つの基本方針を掲げ、具体的な54の多文化共生施策に取り組んできました。基本方針ごとの主な取組は、以下のとおりです。

### (1) これまでの主な取組（2020年度～2024年度）

#### 基本方針【1】：「未来に向けたまちづくり」

##### 実施施策（1）子育てのサポート

#### 【新規】

- 妊娠から出産後における子育てに役立つ情報の一覧を多言語で作成しました（2021（令和3）年度～）。
- こぎつね教室において、プレスクールに参加できない児童等のために、日本語や日本の学校について学習する動画を制作し、ホームページで配信しました。（2023（令和5）年度）。
- 「多文化子育てイベント」や「親子遊び教室」を開催し、外国人親子が日本人親子と交流ができる機会を提供しました（2023（令和5）年度）。
- 児童クラブの入所関係書類を多言語化するとともに、緊急のお知らせ等を多言語でメール配信等しました。（2020（令和2）年度～）

#### 【拡充】

- 音声翻訳機ポケットークを設置し、健診・予防接種等への多言語対応を行ったほか、育児・発達相談の際、必要に応じてポルトガル語通訳を配置しました。
- 要請のあった小学校の入学説明会に日本語指導助手を派遣し、保護者と児童に通訳支援を行いました。

#### 【継続】

- 保育園入園の説明会資料や園だより等を多言語で作成し、スムーズな入園につながる支援を図りました。

ました。

- 保護者のニーズに応じて、ポルトガル語やスペイン語に対応した乳児用連絡ノートを活用しました。
- こぎつね教室において、小学校入学前の親子を対象にプレスクールを開催し、スムーズな就学の支援を図りました。

## 実施施策（2）教育環境の整備

### 【新規】

- 夏休み期間を利用し、外国人児童生徒の希望者に対し、日本語指導助手等のサポートのもと学習会を実施しました（2020（令和2）年度～）。

### 【拡充】

- 小中学校にポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語の日本語指導助手を配置し、児童生徒のサポートや指導等を行いました。
- こぎつね教室において、不登校児童生徒を対象にオンライン授業を実施し、日本語の習得の促進を図りました。
- 県立高校と連携して外国人児童生徒を対象とした進路説明会を開催し、具体的な進路の説明を行う機会を設けました。

### 【継続】

- 外国人児童生徒数や進路状況等の調査を実施し、実態把握に努めました。
- 市内全小中学校に配置されている外国人児童生徒教育担当者に対して、愛知教育大学日本語学習センターから講師を招いて研修会を行い、指導力の向上を図りました。
- 教育プログラム「PECLA（ペクラ）」において、南米の子ども等に母語や日本語指導、学習支援を行いました。

## 基本方針【2】：「住みやすいまちづくり」

### 実施施策（1）円滑なコミュニケーション環境の実現

### 【新規】

- 転入外国人市民等が市で生活するうえで必要なルール等を解説する多言語行政情報動画の制作し、窓口で動画を流すとともに、二次元バーコードから簡単に動画にアクセスできる「動画紹介カード」を窓口やイベントで配布しました（2021（令和3）年度～）。
- 多言語行政情報動画の紹介カードに、各言語の Facebook の二次元バーコードを載せ、登録者の増加を図るとともに、Facebook で情報を日々更新し提供しました。
- 観光誘致カードを通じて、英語、中国語（簡体・繁体）、韓国語、タイ語、イタリア語、スペイン語、

フランス語、ベトナム語対応の観光情報ホームページサービスを提供しました（2021（令和3）年度～）。

#### 【拡充】

- 外国人市民向け、ごみカレンダー（6言語）及び資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」（4言語）により、ごみの分別について啓発を行いました。
- ポルトガル語をはじめとする6言語の外国語版広報を毎月発行しました。
- ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語のホームページを運営し、タイムリーな情報提供を心掛け、内容の充実を図りました。
- 外国人相談窓口やこぎつね教室の保護者などに「とよかわ安心メール」の説明を行い、登録の促進を図りました。
- 市役所各課窓口等の書類や啓発チラシ、案内文等の行政情報を多言語や「やさしい日本語」で作成しました。
- ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語・タガログ語のホームページを作成しました。

#### 【継続】

- 外国人児童生徒の就学支援として「こぎつね教室」で日本語学習の機会を提供しました。
- 日本語習得を促進するため、日本語能力検定試験の受験費補助を継続するとともに、広報等で制度の周知を図り検定受験者の増加を図りました。
- 転入外国人市民等へ、庁舎案内や行政手続き、生活ルール等をお知らせする「オリエンテーションセット」を、ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語で作成し、市民課窓口で配布しました。
- 市営住宅新規入居者に対し、入居のしおり（日本語・ポルトガル語対応）を配布し共同生活ルールの説明をしました。
- 外国人市民に対し、交通安全の講話を実施しました。
- 「日本語教室」のレベル分けクラスなどを増設し、日本語教室の充実を図りました。
- 日本語ボランティアスキルアップ研修「外国語学習体験を通して考える「ことば」の活動ー学習者の気持ちになって考えてみようー」を実施し、学習者が安心・心地よく・楽しく学べるコツを学びました。
- 日本語ボランティア養成講座「『やさしい日本語』でコミュニケーション」を実施し、日本語教育支援ボランティアの学習者に対しての心構えや聴き方等基本姿勢を学びました。
- 豊川警察署の職員が日本語教室の各期末交流会に参加し、自転車の乗り方等交通安全の話



国際交流協会 日本語教室

をして啓発を行いました。

## 実施施策（2）生活環境の整備

### 【新規】

- 保険や年金など社会保障制度に関する通知をポルトガル語・英語・中国語・ベトナム語など必要に応じた言語で作成し、周知を図りました（2020（令和2）年度～）。
- 東三河広域連合で作成した多言語に対応した介護保険パンフレットをホームページに掲載するとともに、窓口で活用しました（2020（令和2）年度～）。
- 福祉サービスの申請から利用までの流れに関する説明資料を多言語化し周知を図りました（2020（令和2）年度～）。
- 災害時に避難所や市役所窓口等で、多言語で通訳対応できる環境の整備を行いました（2023（令和5）年度～）。
- 外国人市民の起業に関する相談を実施しました（2020（令和2）年度～）。

### 【拡充】

- 外国人市民の相談の窓口を市民協働国際課の一角所に、ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語の通訳を配置するとともに、15言語対応可能な電話通訳サービスを活用し、多言語での情報提供や相談を行いました。



市民協働国際課 通訳



市民協働国際課 外国語版チラシ

- 公的機関等から配布された外国人向けの就労関係のチラシ等を窓口を設置しました。

### 【継続】

- 各避難所に対し、「コミュニケーション支援ボード」を配備しました。
- 収納課にポルトガル語の通訳1名を配置し収納相談の通訳補助をしました。
- 豊川市民病院にポルトガル語・スペイン語の通訳職員を配置し、診察等の通訳支援をしました。
- 赤ちゃん訪問や乳幼児健診会場にポルトガル語通訳を配置し、相談体制を整えました。
- 市役所各課等からの要請により、介護認定での訪問調査や保育園に同行するなど、通訳の派遣を行いました。

- 税務手続きが円滑に行えるよう外国人市民のための多言語による税務相談会を開催しました。
- 市民病院で、あいち医療通訳システム、医療通訳に特化した電話通訳、タブレット端末通訳サービスを活用し、外国人市民が安心して医療を受けられる環境を整えました。
- 定期的に豊川公共職業安定所と外国人市民の就労に関する情報を交換し、共有を図りました。
- 随時、農業協同組合へ情報提供を行い、外国人市民の就労に関するマッチングを行いました。
- 中国語・スペイン語・英語・ポルトガル語の通訳を配置し、関係機関と連携して外国人市民の相談に対応しました。
- 外国人市民に対する防災講習会を実施し、防災意識を高めました。
- 災害時通訳ボランティアの募集・登録を促進し、市や社会福祉協議会等と連携して養成講座を実施しました。

## 基本方針【3】：「活気にあふれるまちづくり」

### 実施施策（1）多文化共生の意識づくり

#### 【新規】

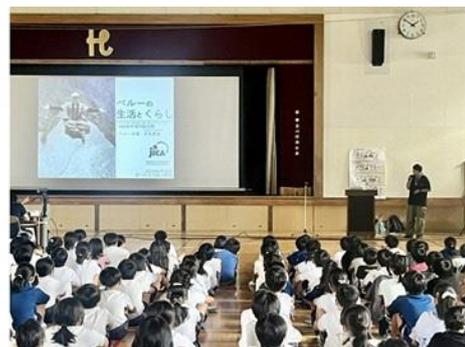
- 県の多文化共生月間に、中央図書館児童書コーナーにおいて、日本と海外との文化に関する児童本を紹介しました。

#### 【拡充】

- 市職員、町内会、児童クラブ等に対して「やさしい日本語」の講座を行いました。

#### 【継続】

- 小中学生を含む幅広い層の市民に対し多文化共生に関する出前講座や豊川市の国際交流活動の紹介を実施し、国際感覚豊かな多文化共生意識を持つ日本人市民の育成を図りました。



小学校で青年海外協力隊の経験を伝える毛笠さん。

- 中央図書館のエントランスホールにおいて、1か月間、外国文化や姉妹都市・友好都市を紹介したコーナーを設置しました。
- 人権・男女共同参画講演会の開催やイベントでの人権啓発活動を行いました。
- 姉妹都市キューパティーノ市と友好都市無錫市新呉区との交流を行いました。
- 姉妹都市キューパティーノ市との姉妹都市提携45周年を記念して、オンラインによる記念式典を開催

しました。

- 2022（令和4）年度より連携協定を結んでいた御津あおば高校と協力し、いなり寿司の紹介動画を制作し、キュパティーノ市へ送り、文化交流をしました。
- 姉妹都市・友好都市の小中学校の児童生徒の作品を展示し、姉妹都市・友好都市の交流事業を紹介する「キュパティーノ市・無錫市新呉区子ども作品展」を開催しました。
- 無作為抽出した2,000人に対し外国人市民アンケートを実施しました。
- 外国人市民と日本人市民との交流を図るため、ワールドフェスティバル等の交流事業を行いました。
- 講師を招き諸外国の紹介をする「国際理解講演会」や「～ってどんな国」を実施し、国際化と多文化共生意識を併せ持つ日本人市民の国際人育成を図りました。
- 豊川海軍工廠平和公園にて「ベルリンギング返答ビデオ撮影」を実施し、キュパティーノ市民との交流活動を実施しました。
- 国際人育成座談会「ざっくばらんに話そう！」を実施し、外国人市民と意見交換する機会を創出しました。



ワールドフェスティバルの写真

## 実施施策（2）地域社会への参加促進

### 【新規】

- 連区に多文化共生事業の活用を周知啓発し、外国人市民が参加する防災講習会・防災訓練を実施しました（2021（令和3）年度～）。
- 「やさしい日本語」町内会出前講座を実施し、外国人市民の受入に対する意識啓発を促しました（2020（令和2）年度～）。
- 日本語教育支援ボランティアのペルー人リーダーを研修会に派遣し、リーダーの養成を行いました（2023（令和5）年度～）。



訓練でやさしい日本語講座の写真

### 【継続】

- 新規入居者に対し、町内会への加入や地域社会への参加促進を図りました。

### 3 外国人市民アンケート等にみる現状

本市では、以下の調査を実施しました。それらにみる前プランの基本方針の施策に対する現状は、以下のとおりです。

- ① 外国人市民アンケート 2024(以下「外国人市民アンケート」という。) 2024 (令和6) 年2月
- ② 第15回豊川市市民意識調査 (以下「市民意識調査」という。) 2023 (令和5) 年5月
- ③ 豊川市電子市政モニター「とよかわデジモニ」アンケート調査 (以下「とよかわデジモニアンケート」という。) 2024 (令和6) 年7月

※「外国人市民アンケート」の言語圏別の国籍は、〇〇ページの「送付時の国籍内訳」を参照。

#### 基本方針【1】：「未来に向けたまちづくり」

##### 実施施策 (1) 子育てのサポート

###### 【外国人市民アンケート】

- 子育てに関する情報を得る環境が少なく、仕事と子育ての両立を難しく感じている外国人市民が多くいます。多文化子育てサロンなど他の子育て中の親子との交流の機会を作る必要があります。

(参考資料 ● p 参照)

- 日本での出産・育児や子供の将来が不安で、日本で暮らしていくことへの不安を感じている外国人市民が多くいます。日本における出産・育児や子育てに関する情報をわかりやすく多言語で発信していく必要があります。(参考資料 ● p 参照)

##### 実施施策 (2) 教育環境の整備

###### 【外国人市民アンケート】

- 日本の学校に対する制度を知らなかったり、進学を希望するも、費用が払えない、奨学金などの手続きが難しくできないなどの理由で進学を諦めたり、退学したりする人がいます。日本の学校の制度や手続きなどの情報を確実に伝えることが必要です。(参考資料 ● p 参照)

###### 【教育委員会調べ】

- 2024 (令和6) 年5月現在、市内の小中学校へ通う外国人児童生徒数は 542人で、5年前と比べて 118人増えています。そのうち、日本語の指導が必要と思われる児童生徒数は 364人で、5年前と比べても 95人増えています。教育委員会では、外国人日本語指導助手12人を外国人児童生徒が多い学校を中心に配置して支援を行っています。

###### 【市民協働国際課調べ】

- 日本語がわからず不登校や不登学になる児童生徒も多く、本市では、このような外国人児童生徒に日本語の指導や学習習慣の確保を図り、公立小中学校への円滑な転入を進める「こぎつね

教室」を実施しており、これまで500人以上が小中学校に転入しています。

## 基本方針【2】：「住みやすいまちづくり」

### 実施施策（1）円滑なコミュニケーション環境の実現

#### 【外国人市民アンケート】

- 日常会話程度の日本語が話せる外国人市民は70%を超えていますが、漢字を含んだ日本語を読める外国人市民は30%を切っており、日本語をサポートする取組が必要です。（参考資料● p参照）

#### 【とよかわデジモニアンケート】

- 外国人とのコミュニケーションに有効な『やさしい日本語』について、日本人市民の約9割は使ったことがなく、日本人市民の『やさしい日本語』の活用に対する周知・啓発が必要です。（参考資料● p参照）

### 実施施策（2）生活環境の整備

#### 【外国人市民アンケート】

- 災害時の備えや災害が起きた時の対応を知らない外国人市民が多く、参加しやすい防災訓練や防災教室等を開催し、災害に対する情報を伝える必要があります。また、ICTを利用した災害情報の入手方法について周知していく必要があります。（参考資料● p参照）

## 基本方針【3】：「活気にあふれるまちづくり」

### 実施施策（1）多文化共生の意識づくり

#### 【市民意識調査】

- 日本人とのトラブルの経験や日本人からの差別の経験のある外国人市民も存在しており、町内会等に外国人市民を受け入れる日本人の意識啓発を図る必要があります。研修会ややさしい日本語出前講座等が必要です。

#### 【とよかわデジモニアンケート】

- 外国人市民に対して好意的に捉える日本人が多くいる一方で、習慣や文化の違い等に対する不安を感じる方も多く、日本人市民の多文化共生に対する意識の向上を図る必要があります。（参考資料● p参照）

### 実施施策（2）地域社会への参加促進

#### 【外国人市民アンケート】

- 町内会に入っていない外国人市民の割合が過半数を占めている一方で、日本人と交流を望む

外国人市民や日本人にもっと外国人のことを理解してもらいたい外国人市民が多くおり、外国人市民に町内会に関するわかりやすい案内をして加入をすすめる必要があります。（参考資料●p参照）

- 外国人市民が地域社会に参画し、地域の担い手となるためには、日本人市民の多文化共生意識を高める必要があります。（参考資料●p参照）

#### 4 目標指標の達成状況

前プランの目標指標の達成状況は、以下のとおりとなっています。

内容	年度	2019 (平成31) 年	2023 (令和5) 年
		(目標値)	(目標値)
		(実績値)	(実績値)
①日本人市民も外国人市民も分け隔てなくつきあいたいと思っている市民の割合※1		78.0%	78.3%
		75.1%	78.1%
②豊川市での生活に満足している外国人市民の割合※2		88.0%	88.0%
		85.2%	78.9%

- ※1 市民意識調査で「積極的に異国の文化や言語などを学びたい」「困っている国籍の異なる市民がいたら力になってあげたい」「身近に住む国籍の異なる市民とのつきあいを大切にしたい」「国籍の異なる市民とも分け隔てなく接したい」と積極的な回答をした市民の割合
- ※2 外国人市民アンケートで「豊川市での生活に満足しているか」という問いに、「満足している」と回答した外国人市民の割合

#### 5 現状やこれまでの取組、外国人市民アンケート等からみえる課題

現状やこれまでの取組、外国人市民アンケート等からみえる前プランの施策に対する課題は、以下のとおりです。

##### 基本方針【1】：「未来に向けたまちづくり」

##### 実施施策（1）子育てのサポート

- 仕事と子育ての両立が難しいと感じている外国人市民が多くいます。子育てのサポートを利用できるようサービスの周知が必要です。
- 日本での出産や育児の情報を得られるよう相談体制や多言語での情報提供が必要です。

##### 実施施策（2）教育環境の整備

- 「こぎつね教室」への入室を希望する日本語能力が不十分で学校に不就学や不登校等の外国人

児童生徒数が増加及び多国籍化しており、こぎつね教室の指導員の増員等を行い、受入体制の強化を図ることが必要です。

- 小中学校に通う日本語指導が必要な児童生徒が増加及び多国籍化しており、指導助手の増員や日本語指導助手の増員、外国人児童生徒教育担当者の指導力の向上を図ることが必要です。
- 「こぎつね教室」におけるプレスクールの内容を充実させて、日本語指導を行うことが必要です。
- 子どもの進学を希望する外国人市民は増加しており、外国人児童生徒に対する進路指導體制の強化を図ることが必要です。

## 基本方針【2】：「住みやすいまちづくり」

### 実施施策（1）円滑なコミュニケーション環境の実現

- 簡単な日本語なら理解できる外国人市民が多くおり、市役所等で「やさしい日本語」での窓口対応等が必要になっています。「やさしい日本語」の職員研修の充実や、市民に対する出前講座や周知を図っていくことが必要です。
- 市役所等の多言語情報提供の充実を望む声が多いことから、市役所の文書や案内チラシ等の多言語化を促進するがあります。また、外国語版の広報とよかわの言語数を増やすとともに、多言語情報提供配信システム（とよかわ安心メール）や外国語版Facebookの登録者の増加を図ることが必要です。
- 日本語学習のサポートを望む声が多いことから、引き続き国際交流協会の行う「日本語教室」等を実施することが必要です。また、日本語教室等のボランティア指導員の確保とスキルの向上を図ることが必要です。

### 実施施策（2）生活環境の整備

- 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、引き続き災害時通訳ボランティアの登録者の増加と養成を図ることが必要です。
- 医療機関での通訳の充実を求める声が多いことから、市民病院等の医療機関で通訳等多言語対応の充実を図るなど外国人市民が安心して医療を受けられる環境を整える必要があります。
- 公的保険や年金、特に年金に加入している方が少なく、制度についてもわからない方が多いことから、社会保障制度についての情報を周知し、制度の理解を深めることが必要です。

## 基本方針【3】：「活気にあふれたまちづくり」

### 実施施策（1）多文化共生の意識づくり

● 多文化共生の推進や生活ルール・文化の違いなどの周知を望む声が多いことから、多文化共生意識を持った市民の育成や相互理解を図るため、国際理解講座や日本人市民と外国人市民との交流事業等を引き続き実施することが必要です。

● 全ての人々が暮らしやすい多文化共生社会づくりの推進を目指すため、より一層日本人市民に対する多文化共生意識の向上を図ることが必要です。

## 実施施策（2）地域社会への参加促進

● 日本では、人手不足が顕著になっている現在、外国人市民の雇用の創出や就労環境の改善が求められています。外国人市民が日本で生活するには、就労が必要不可欠であるため、多文化共生社会の確立には、公共職業安定所や商工会議所等の関係機関との連携を行い、雇用主側の外国人市民の理解促進及び就業に関する相談や就業につながる情報の周知を図ることが必要です。

## 6 新たな視点の取組

現状や課題を踏まえ、これまでのプランの基本的な考え方を継承しながら、時代に即し、実行性を高め、さらに新たな視点を取り入れていく必要があります。本プランでは、以下の3つの視点を組み込み、新たな施策として位置づけて取り組んでいきます。

### (1) 地域における情報の多言語化（ICTの活用）

生活基盤を整備していく上で最も重要となる言語の問題を解消するため、発展するICTをうまく活用し、環境整備に努めていきます。

### (2) やさしい日本語の普及

日本人市民全体に「やさしい日本語」の理解を通して、多文化共生意識の啓発を徹底します。

### (3) 地域社会での活躍促進

外国人市民を地域を支える人材として、自らの強みや独自の視点を活かして様々な場面で活躍できるような環境づくりを、地域や団体と連携しながら進めていきます。

# 第3章 第4次多文化共生推進プランに関する基本的な考え方

## 1 多文化共生推進の必要性

豊川市では外国人人口が増加し、現在では全人口の約4.5%を占めています。多くの外国人住民が暮らすようになったことで、会社や学校、地域の中においても以前より外国人住民が身近な存在となつてきています。また、2018（平成30）年に新設された在留資格「特定技能」を持つ外国人も急増しており、今後も外国人人口が増えていくことが予想されます。地域の活力を維持するには、外国人市民も日本人市民と同じく、地域住民として、全ての人々が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠であり、住みやすい地域をつくる上で、多文化共生推進はなくてはならないものになっています。

## 2 多文化共生推進の意義

### ◎人権の尊重

多文化共生の推進は、日本国憲法や国際人権規約、人種差別撤廃条約等で保障された「人権の尊重」の趣旨にも合致します。国籍や民族の違いによらず、全ての市民の人権が平等に尊重されることにより、平和で豊かな暮らしやすい社会の実現につながります。

### ◎市民の国際理解力の向上

多文化共生の推進により、市民の国際感覚や異なる文化を理解する能力の向上が期待できます。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値観、新しい文化を創造する機会も増えます。また、異文化間のコミュニケーション能力に優れた若い人材の育成につながります。

### ◎安全安心なまちづくりの推進

外国人市民に日本の法令や生活習慣等に対する理解と遵守を促し、外国人市民が交通事故や犯罪被害等に遭わないような情報の提供等の取組を行うことで、安全安心なまちづくりの推進につながります。

### ◎地域の活性化

地域の日本人市民と外国人市民が、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域のさまざまな活動に参加することにより、外国人市民も日本人市民と同様に地域社会の構成員としての役割を果たし、地域の活性化や発展につながります。

### ◎全ての人々が暮らしやすい地域社会の確立

外国人市民の増加や多国籍化が進む中で、互いの特性や違いを認め合う多文化共生の推進により、全ての人に配慮した安全安心な暮らしやすい地域社会の確立につながります。

### 3 プランの目標

#### (1) 目標

多文化共生の推進により、国籍や民族の違いに関わらず、全ての市民の人権が尊重され、市民一人ひとりが地域社会の担い手として、個人の能力を充分発揮しながら地域社会のさまざまな活動に主体的に参加し、活躍できる環境づくりが進んでいきます。こうした地域づくりは、短期間で形成できるものではなく、目指し続けるべき目標だと考えます。そこで、本プランは次の目標を定め、全ての人が暮らしやすい多文化共生社会づくりの推進を目指します。

※本プランにおける多文化共生社会とは、多文化共生の理念に基づいて形成される社会のことです。

目標：「多様性を認め合い、やさしさあふれる輝くまちに」

#### (2) 基本方針

「目標」を実現するために、次の3つの「基本方針」を掲げます。

**基本方針【1】：「未来に向けたまちづくり」**

**基本方針【2】：「住みやすいまちづくり」**

**基本方針【3】：「活気にあふれるまちづくり」**

#### (3) 目標指標

本プランを推進するため、次の目標指標を設定します。

内容	年度	2023 (令和5) 年 実績値	2024 (令和6) 年 実績値	2029 (令和11) 年 実績値
① 日本人市民も外国人市民も分け隔てなくつきあいたいと思ってる市民の割合※1		78.1%	-	
② 豊川市での生活に満足している外国人市民の割合※2		-	78.9%	

※1 市民意識調査で「積極的に異国の文化や言語などを学びたい」「困っている国籍の異なる市民がいたら力になってあげたい」「身近に住む国籍の異なる市民とのおつきあいを大切にしたい」「国籍の異なる市民とも分け隔てなく接したい」と積極的に回答をした市民の割合

※2 外国人市民アンケート調査で「豊川市での生活に満足しているか」という問いに、「大変満足」「まあまあ満足」と回答をした外国人市民の割合

#### (4) ライフステージにおける切れ目のない施策の実施

外国人市民の自立と活躍をより一層促進するよう、多様な在留資格や国籍に配慮しつつ、「乳幼児期」から「老年期」までのライフステージごとのターゲットを見据えた支援を実施します。これにより、本プラン全体でライフステージにおける切れ目のない事業を実行し、「多文化共生社会づくりの推進」を目指します。

#### ライフステージにおける切れ目のない施策

##### 【主要ターゲット世代】

##### 【想定される主な事業例】

【乳幼児期～子ども期】  
(概ね 14歳まで)

- 子育て情報の周知
- 健診・予防接種、育児・発達相談の実施
- 保育園関連情報の周知
- 子どもの日本語学習支援

【青年期】  
(概ね 15歳から 20代前半まで)

- 進路に関する支援
- 青年期における日本語学習支援

【成人期】  
(概ね 20代後半から 64歳まで)

- 税務相談会の実施
- 職業訓練等の情報周知
- 就業等のための日本語学習支援
- 就業・起業のための情報提供
- 町内会加入や地域活動への参加促進の啓発

【老年期】  
(概ね 65歳以上)

- 社会保障制度の周知 (介護・年金制度等)
- 年金加入の促進

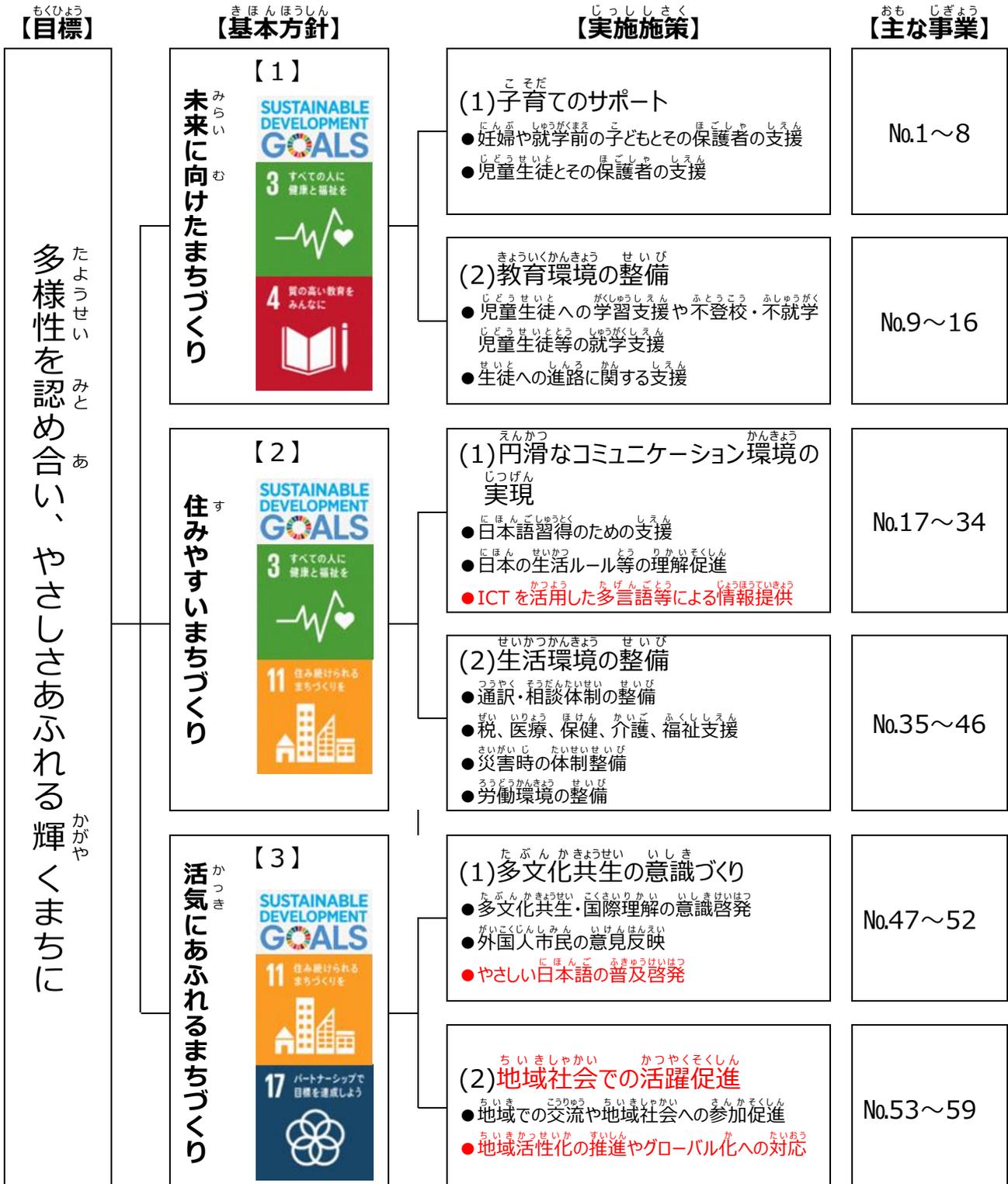
【全世代】

- 日本の生活ルール等の理解促進
- 通訳・相談体制の整備
- 多言語による情報提供
- 防災講習会・訓練等の実施
- 災害時通訳ボランティア事業
- 避難所の多言語対応

# 第4章 第4次多文化共生推進プランの施策の展開

## 1 プランの体系

「目標」を実現するため、3つの基本方針ごとに2つの実施施策を設定し、主な事業を実施していきます。



## 2 基本方針と実施施策



### 基本方針【1】：未来に向けたまちづくり

出産や子育て、教育等、外国人市民の子どもに関わる情報提供や支援を積極的に行い、外国市民が今後も日本人市民とともに生活し、活躍できるまちになるよう、未来に向けたまちづくりを行います。

#### 【目標指標】

指 標	現 行 値 (2023 (令和5) 年度)	目 標 値 (2029 (令和11) 年度)
多文化子育て交流機会の回数	36回	40回
日本語指導助手の言語数と人数	4言語 12人	6言語 24人
「こぎつね教室」の年間入室者数	64人	100人

### 実施施策（1）子育てのサポート

#### ●妊婦や就学前の子どもとその保護者の支援【乳幼児期】

No.	おも 主な事業	事業の内容	区 分	計 画 対 象 年 度					主 な 関 係 課・ 関 係 機 関
				2025	2026	2027	2028	2029	
1	外国語版の子育て情報ハンドブックの作成	市の子育てサポートの一覧表を外国人市民にも理解できるような多言語で周知します。妊娠期からの子育て情報を網羅した情報誌などを多言語で作成します。	拡 充	実 施	→	→	→	→	子育て支援課
2	健診・予防接種等の多言語対応	窓口での相談業務や健診、予防接種等への多言語対応をします。また、問診票・案内チラシなどの多言語化をします。	継 続		→	→	→	→	保健センター
3	育児・発達相談の実施	育児・発達相談等への多言語対応をします。また、問診票・案内チラシなどの多言語化を行います。	継 続		→	→	→	→	保健センター
4	多文化子育て交流機会の提供	日本の子育てに関する制度や母子保健等、外国人市民が日本で子育てをしているに当たって必要な情報提供を行い、日本人親子との交流の場を設けます。	継 続		→	→	→	→	子育て支援課 保健センター 市民協働国際課
5	保育園関連資料等の多言語版の作成	保育園入園説明会資料や園だより等を多言語で作成し必要に応じて言語を増やします。入園説明会等で通訳が必要な場合は、通訳を派遣します。	拡 充	実 施	→	→	→	→	保育園課

6	プレスクール (就学前児童の 日本語指導等) 事業の実施	「こぎつね教室」において、小学校入学前 の幼児に日本語の指導や学校のルールを 学ぶ「プレスクール」を行います。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 学校教育課
---	---------------------------------------	---	----	---	---	---	---	---	------------------

## ● 児童生徒とその保護者の支援【子ども期】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・ 関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
7	円滑な小学校 入学・通学のため 支援(学校生活 のルール・教育 制度の周知等)	外国人児童の多い小学校での入学 説明会(学校生活のルール・教育制度 の周知等)に外国人指導助手を派遣し ます。	継続	→	→	→	→	→	学校教育課
8	放課後児童クラブ の多言語対応の 充実	外国人児童の多く在籍する放課後児童 クラブに、多言語対応可能な支援員等を 継続して配置します。 また、外国人児童の多く在籍する児童ク ラブの入所関係書類を多言語で作成し、 説明会も多言語で実施します。	継続	→	→	→	→	→	子育て支援課 市民協働国際課

## 実施施策(2) 教育環境の整備

### ● 児童生徒への学習支援や不登校・不就学児童生徒等の就学支援【子ども期】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・ 関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
9	外国人児童生徒 の状況の把握	外国人児童生徒数や進路状況等を 毎年度調査し、把握します。	継続	→	→	→	→	→	学校教育課
10	小・中学校の 外国人指導助手 の充実	ポルトガル語以外の外国人指導助手を 増員し、日本語ができずに小中学校に 適応できない児童生徒のサポートや指導 等を行います。	拡充	実施	→	→	→	→	学校教育課
11	小中学校の 外国人児童生徒 教育担当者の 指導力の向上	市内全小中学校に配置されている 外国人児童生徒教育担当者に対する 研修会を実施し、指導力の向上を図りま す。	継続	→	→	→	→	→	学校教育課
12	日本語教育コー ディネーターの 配置	日本語教育コーディネーターを外国人 児童生徒の多く在籍する小中学校に 派遣し、外国人児童生徒教育担当者や 外国人指導助手の指導等サポートをしま す。	拡充	実施	→	→	→	→	学校教育課

13 重点	不登校・不就学 の外国人児童 生徒の就学支援 (こぎつね教室) の充実	「こぎつね教室」の日本語指導員を増員し、送迎や指導体制の見直しを行い、増加する日本語が未熟で小中学校に不就学や不登校となっている外国人児童生徒の公立小中学校へのスムーズな転入を図ります。	拡充 実施	→	→	→	→	市民協働国際課 学校教育課
14	外国人児童生徒 夏休み学習会の 実施	外国人児童生徒の希望者に対し、夏休み期間を利用し、日本語指導助手と日本語教育相談員が学習会を開催します。	継続	→	→	→	→	学校教育課
15	外国人児童生徒 の学習支援 (PECRA)	国際交流協会の実施する「PECLA（ペクラ）」において、南米の子ども等に母語や日本語指導、学習の支援を行います。	継続	→	→	→	→	国際交流協会

● 生徒への進路に関する支援【青年期】

No.	おもな事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・ 関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
16	外国人生徒やその保護者を対象にした進路説明会の開催や進路に関する情報の提供	外国人生徒の多く在籍する中学校での進路説明会に日本語指導助手を派遣します。また、進路に関する情報や奨学金についての情報を多言語で提供します。	継続	→	→	→	→	→	学校教育課





## 基本方針【2】：住みやすいまちづくり

外国人市民の日本語習得や生活ルール・制度の理解促進を支援するとともに、多言語による情報提供や相談窓口の充実を図り、誰もが住みやすいまちづくりを行います。

### 【目標指標】

指 標	現 行 値 (2023 (令和5) 年度)	目 標 値 (2029 (令和11) 年度)
「日本語教室」の延受講者数	498 人	人
「ごみ分別アプリ」のダウンロード数	752 人	人
多言語情報提供配信システム（とよかわ安心メール）の登録者数	1,036 人	人
外国人相談対応に対する満足度※1	99.2%	%

※1 市民協働国際課窓口にて通年でアンケートを実施

## 実施施策（1）円滑なコミュニケーション環境の実現

### ●日本語習得のための支援【青年期・成人期】

No.	主 な 事 業	事 業 の 内 容	区 分	計 画 対 象 年 度					主 関 係 課・ 関 係 機 関
				2025	2026	2027	2028	2029	
17	外国人市民に対する日本語学習機会の提供	国際交流協会が実施する「日本語教室」等、外国人市民に対する日本語学習機会の提供を行います。実用的な対話型教室を中心に充実を図ります。	拡 充	実 施	→	→	→	→	国際交流協会 市民協働国際課
18	日本語ボランティア養成講座等の実施	日本語ボランティア養成講座やスキルアップ研修等、若者ボランティア体験講座等を実施し、新規のボランティア指導員の育成やボランティア指導員のレベルアップを図ります。	継 続	→	→	→	→	→	国際交流協会
19	日本語能力検定試験の周知や受験費補助等の支援	外国人児童生徒や日本語教室受講者等の外国人市民の日本語能力向上を図るため、日本語能力検定試験の受験費補助について支援者を増やします。	拡 充	検 討	実 施	→	→	→	市民協働国際課 国際交流協会
20	日本語習得や日本語指導員養成のための研修等の情報提供	国や県等が実施する日本語習得や、日本語ボランティア養成のための研修等の情報提供を行います。	継 続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 国際交流協会

●日本の生活ルール等の理解促進【全世代】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
21	多言語による「オリエンテーションセット」の配布	転入外国人市民等へ、庁舎案内や行政手続き、生活ルール等をお知らせする「オリエンテーションセット」を多言語で作成し、配布します。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 市民課
22	多言語行政情報動画の配信	転入外国人市民等が市で生活するうえで必要なルール等を解説する多言語行政情報動画を窓口で流し、さらに動画をQRコードで広く周知します。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 関係各課
23	外国人市民に対するごみ分別意識の啓発	外国人市民に対し、カレンダー及び資源・ごみ分別アプリにより、引き続きごみの出し方や分別ルールについて啓発します。	継続	→	→	→	→	→	清掃事業課
24	市営住宅入居者への日本の共同生活ルールの説明	市営住宅に入居する外国人市民に対し、共同生活においての守らなければいけないルールを多言語で案内します。	継続	→	→	→	→	→	建築課
25	外国人市民への交通安全・防犯講習会等の実施	外国人市民に対し、交通安全・防犯講話や啓発を実施します。	継続	→	→	→	→	→	人権生活安全課
26	外国人市民への日本の生活ルール等に関する講演会等の実施	外国人市民に対し、日本の生活ルール等に関する理解促進のための講演会やイベント等を市や警察等と連携して実施します。	継続	→	→	→	→	→	国際交流協会他

●ICT等を活用した多言語等による情報提供【全世代】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
27	テレビ電話通訳システムを使った通訳	タブレットを活用したオペレーターによる同時通訳を行い、外国人市民の窓口での通訳支援を行います。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 市民病院
28	外国語版ホームページの充実 <b>重点</b>	外国語版の市ホームページの自動翻訳機能を活用し、言語数を増やし、市が発信する全ての情報を多言語で発信します。ホームページの内容をQRコードにし、紙での通知も多言語化します。	拡充	実施	→	→	→	→	市民協働国際課 国際交流協会
29	多言語情報提供配信システムを 活用した情報配信の充実 <b>重点</b>	多言語情報提供配信システム（とよかわ安心メール）を活用した行政情報等の配信、登録者の増加を図ります。自動翻訳機能により言語数を増やし、タイムリーな情報発信を実施します。	拡充	実施	→	→	→	→	市民協働国際課

30	SNS を活用した多言語による情報配信の充実	外国語版の市公式Facebook の登録者の増加を図ります。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課
31	各課窓口等での多言語等による行政情報等の提供	市役所各課窓口等の書類啓発チラシ、案内文等行政情報を多言語で作成します。また多言語以外に「やさしい日本語」を用いて行政情報等の提供にも努めます。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 関係各課 国際交流協会他
32	外国人市民に対する観光資源のPR	外国人市民を多く雇用する企業等と連携し、市の観光資源を紹介する等のPRを行い、永住化や、訪日外国人旅行者の増加を図ります。観光案内にポケットブックを活用し、多言語での観光案内をします。QRコードを使った観光誘致カードを使い多言語対応の誘客促進を実施します。	継続	→	→	→	→	→	商工観光課 観光協会他
33	市役所窓口での手続きの負担軽減	住民窓口各課へ書かない窓口システムを導入し、各種届出書の手書きによる記入の廃止及び記入箇所の削減をすることで、窓口における負担軽減を図ります。	新規	実施	→	→	→	→	情報政策課 市役所各窓口
34	ホームページを外国人向けにわかりやすく発信	ホームページに、「外国人」サイトをつくり、いつでも外国人に必要なアプリや情報が入手できるように更新していきます。外国人の方たちが生活していく上で役立つ情報をとりだしやすくします。	新規	実施	→	→	→	→	市民協働国際課

## 実施施策（2）生活環境の整備

### ●通訳・相談体制の整備【全世代】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
35	「外国人相談窓口」の充実	外国人市民が生活に関する情報や相談場所に適切・迅速に到達できるよう、多言語で情報提供や相談を行うワンストップ型の「外国人相談窓口」を市民協働国際課に設置し、外国人市民の状況等に応じて言語を増やすなど充実を図ります。	拡充	検討	実施	→	→	→	市民協働国際課

36	通訳職員の配置	収納課、市民病院、保健センター、国際交流協会に通訳職員を配置し、外国人市民の相談等に対する体制を整えます。	継続	→	→	→	→	→	収納課 保健センター 患者サポートセンター 国際交流協会
37	通訳職員の派遣	市民協働国際課の通訳職員を必要に応じて市役所各課等の関係する機関等へ派遣します。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課

●税、医療、保健、介護、福祉支援【成人期・老年期】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
38	外国人税務相談会の実施	税務手続きが円滑に行えるよう外国人市民のための多言語による税務相談会を市や東海税理士会と連携して開催します。	継続	→	→	→	→	→	市民税課 国際交流協会 東海税理士会
39	外国人市民に対する社会保障制度の周知	公的医療保険や介護保険、年金等の福祉に係る社会保障制度への理解を深めるため、多言語による周知を行います。	継続	→	→	→	→	→	保険年金課 介護高齢課 障害福祉課
40	あいち医療通訳システムの周知及び活用	愛知県の医療通訳システムを積極的に医療機関等に周知し、活用を促すことにより、外国人市民が安心して医療を受けられる環境を整えます。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 保健センター 患者サポートセンター 他

●災害時の体制整備【全世代】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
41	外国人市民に対する防災講習会等の実施	外国人市民に対する防災講習会等を実施し、防災意識を高めます。	継続	→	→	→	→	→	危機管理課 国際交流協会他
42	災害時通訳ボランティアの登録・養成の促進	災害時に日本語がわからない外国人被災者への支援を行うため、災害時通訳ボランティアの募集・登録を促進し、養成講座等を国際交流協会が市や社会福祉協議会等と連携して実施します。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 危機管理課 国際交流協会他

43	避難所等の 多言語対応	外国人の多く住む地域の避難所等に、災害時通訳ボランティアを派遣したり、コミュニケーション支援ボードや多言語表示シートを設置したりする等、日本語がわからない外国人市民に対する支援を行います。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 危機管理課 国際交流協会他
----	----------------	--	----	---	---	---	---	---	-----------------------------

● 労働環境の整備 (成人期)

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・ 関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
44	関係機関との 就労に向けた 情報共有と連携 強化	公共職業安定所、商工会議所等の関係機関と外国人市民の就労に関する情報を交換し、共有を図ります。	継続	→	→	→	→	→	商工観光課 農務課 公共職業安定所 商工会議所 農業協同組合他
45	外国人市民に対する職業訓練等の 情報提供及び 就労に関する 相談	国や県等が実施する外国人市民に対する職業訓練や就労につながる講座や研修等の情報を多言語により周知し、就労に関する相談等を行います。	継続	→	→	→	→	→	商工観光課 農務課 公共職業安定所 商工会議所 農業協同組合他
46	外国人市民に対する 起業支援	外国人市民の起業に関する相談や情報提供を多言語により行い、支援します。	継続	→	→	→	→	→	商工観光課 公共職業安定所 商工会議所他



### 基本方針【3】：活気にあふれるまちづくり

市民の多文化共生と国際理解の意識啓発を積極的に行うとともに、外国人市民が町内会等の地域活動に参加しやすい環境を整備し、活気にあふれるまちづくりを行います。

#### 【目標指標】

指 標	現行値 (2023 (令和5) 年度)	目標値 (2029 (令和11) 年度)
国際理解・国際交流を、目的とした講演会等の参加者数	1,596人	人
地域や企業等との連携による外国人市民が参加する防災訓練等の実施回数	3回	回
やさしい日本語について知っている人の割合	29.2%	%
外国人リーダーの登録者数	—	人
外国人が町内会に参加している町内会	%	%

### 実施施策（1）多文化共生の意識づくり

#### ●多文化共生・国際理解の意識啓発【全世代】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
47	日本人市民と外国人市民との交流事業の実施	外国人市民と日本人市民との交流を図るため、ワールドフェスティバル等の交流事業を継続して行います。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 国際交流協会
48	国際感覚豊かな多文化共生意識を持った日本人市民の育成	小中学生等を含む幅広い層の市民に対し多文化共生に関する出前講座や国際理解講演会等を実施し、国際感覚豊かな多文化共生意識を持つ日本人市民の育成を図ります。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 国際交流協会 学校教育課 国際交流協会
49	人権尊重意識の啓発	人権・男女共同参画講演会の開催や各種イベント等での啓発活動、小中学校での道徳等の授業や学校教育を通じた人権教育等により、市民の人権尊重意識の啓発を図ります。	継続	→	→	→	→	→	人権生活安全課 学校教育課

50	姉妹都市・友好都市等の交流事業の実施	姉妹都市キューパティーノ市と友好都市無錫市新呉区との中学生使節団の相互派遣や市民使節団の相互派遣等での海外の方とのホームステイや学校体験等を通じた交流を継続し、市民の多文化共生・国際理解の意識啓発を図ります。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 学校教育課 国際交流協会
----	--------------------	--	----	---	---	---	---	---	----------------------------

### ●外国人市民の意見反映【成人期】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
51	外国人市民の意見を聴く機会の創出	外国人市民アンケート調査等の実施や、市役所の会議等における外国人市民の委員への登用に努め、国際交流協会のイベント等での外国人市民との意見交換ができる場を設ける等、外国人市民の抱える問題や課題等を把握する機会を創出します。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 国際交流協会他

### ●やさしい日本語の普及啓発【全世代】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
52	やさしい日本語の活用啓発	「やさしい日本語」の実践的な活用を促すため、市職員に対する研修や小中学校への出前講座やチラシによる啓発を実施します。市民に対して出前講座等を通してやさしい日本語に関する情報の周知や活用啓発を図り、市民の多文化共生意識の啓発を図ります。	拡充	実施	→	→	→	→	市民協働国際課 国際交流協会他

### 実施施策（2）地域社会への活躍促進

#### ●地域での交流、地域活動への参加促進【成人期】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
53	外国人市民の地域社会活動への参加促進	町内会等の地域や企業等の事業者の協力を得て、多言語で外国人市民に町内会の役割や活動を紹介する機会を設け、町内会への加入や地域社会への参加促進を図ります。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 建築課 公共職業安定所 商工会議所 農業協同組合 連区長会他

54	地域や企業等と連携した外国人市民参加の防災講習会・防災訓練の実施促進	町内会等の地域や企業等の事業者と連携し、外国人市民が参加する防災講習会・防災訓練を実施し、防災に対する意識や避難方法等を周知するとともに、町内会への加入を働きかけ、地域社会への参加促進を図ります。	継続	→	→	→	→	→	危機管理課 市民協働国際課 連区長会 国際交流協会他
55	地域に対する外国人市民の受入環境整備	町内会に対し、外国人市民の受入に対する意識啓発を促す研修会等を実施します。	継続	→	→	→	→	→	市民協働国際課 連区長会他
56	地域における外国人リーダーの養成	外国人市民が多く集まる施設や団体、町内会、企業等と連携し、地域における外国人市民のキーパーソンを見つけ、地域活動等のリーダーとして養成し、外国人市民の地域社会への参加や町内会への加入促進に繋がります。	新規	→	→	→	→	→	市民協働国際課 国際交流協会 公共職業安定所 商工会議所 農業協同組合 連区長会他

● 地域活性化の推進やグローバル化への対応【成人期】

No.	主な事業	事業の内容	区分	計画対象年度					主な関係課・関係機関
				2025	2026	2027	2028	2029	
57	インバウンドによる来訪者の増加	インバウンド増に向け、国内外の旅行会社との商談会に参加し、本市観光PRを 실시します。	継続	→	→	→	→	→	観光協会
58	留學生生活活動支援による定住促進	豊橋技術科学大学と連携し、留学生と市内グローバル企業とのマッチングを図ることで、優秀な学生の採用による人材不足解消と定住増を推進します。グローバル企業見学の際には市内観光スポットも回ることで本市への好感増や市民との交流も図ります。	新規	実施	→	→	→	→	国際交流協会他
59	外国人市民の活躍事例の紹介	広報やホームページ、イベントなどで、身近なロールモデルとして活躍する外国人市民の事例を、市民や事業者とつなぐ次世代を担う子供たちに紹介し目標にしようきかけをつくれます。	新規	実施	→	→	→	→	市民協働国際課

# 第5章 第4次多文化共生推進プランの推進体制

## 1 推進体制

多文化共生社会づくりの推進には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や習慣の違い等を認め合い、互いによく理解しあって、尊重し、助け合って生活していくことが大切です。地域社会や事業者、国際交流協会、行政等の関係機関がそれぞれの役割を果たし、情報を共有し連携しながら、総合的かつ効率的に諸施策の取組を実施していきます。



### ◎行政

国は、法務省が総合調整役となり、地方自治体と協力しながら外国人の受入れ環境の整備に係る各種施策等を効果的・効率的に進めていくことが求められます。

愛知県は、「第4次あいち多文化共生推進プラン」に基づき、広域的な課題や、市町村では対応が困難な分野での事業の推進、先導的な取り組みを行う責務が求められます。

市は、市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人市民を含む全ての市民が行政サービスを平等に享受できるようにします。そして、市民に対して多文化共生に関する啓発を図り、事業者や国際交流協会等関係機関との連携を強化し、一層効果的な多文化共生施策を行う役割を担います。

また、外国人児童生徒に対して学びやすい教育環境づくりを進め、その状況に応じた日本語指導や学習支援等を行ったり、学校行事を通して外国人市民と日本人市民の交流を深めたり、児童生徒の多文化共生教育を推進する役割を担います。

### ◎国際交流協会

国際交流協会は、国際理解・国際親善等について理解と関心のある会員や市民とともに、異文化理解や外国人市民との交流等の公益事業を推進しています。今後も、ボランティア等への支援を行うことで、会員数の増加や地域における人材育成を図り、多文化共生の地域づくりを実行しやすい環境整備に努めることが期待されます。

### ◎事業者

外国人労働者を直接・間接に雇用している企業等の事業者は、外国人労働者の人権を尊重し、労働関係法令の遵守に努め、安定した雇用を図るとともに、日本語の習得等、外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組が求められます。

また、事業者には、外国人市民が地域の構成員としての社会的責任を担うよう、多文化共生の地域づくりへの連携・協働が求められます。

## ◎地域社会

外国人を含む市民の生活基盤は地域です。地域の母体は町内会であり、町内会がさまざまな活動を行い、地域のまちづくりの中心的な役割を担っています。地域の活性化を図るためにも、町内会はボランティア団体や行政、事業者等との連携を図り、外国人市民との交流の機会を充実し、外国人市民も日本人市民と同じ地域住民として認識し、全ての人が能力を最大限に発揮できるような多文化共生の地域づくりを推進することが求められます。

## 2 施策の進行管理

本プランの施策の進行管理は、市役所内で組織した「第4次豊川市多文化共生推進プラン策定部会」を今後も活用し、毎年度、各部署等が実施する多文化共生に関する事業の把握と進捗状況の確認を行い、本プランの着実な推進を図ります。また、必要に応じて関係機関等との意見交換や、外国人市民に対する意識調査等を実施していきます。

# しりょうへん 資料編

## もくじ 目次

- だい 第4次 じ 豊川市 たぶん 多文化 かきょうせい 共生 すいしん 推進 プラン プラン せっちょうこう 設置要綱……………
- とよかわしがいこくじんしみん 豊川市外国人市民 アンケート アンケート 2024 2024 けっか 結果……………
- とよかわしでんしせい 豊川市電子市政 モニター モニター「とよかわ 豊川 デジモニ デジモニ」アンケート アンケート けっか 結果……………
- ようごかいせつ 用語解説……………